

(別紙様式1)

令和 6 年度産業廃棄物適正処理推進基金の状況

基金の名称	産業廃棄物適正処理推進基金（補助率3／4、7／10）
基金設置法人	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
基金の概要	☒ 取崩型 ☐ 回転型 ☐ 保有型 ☐ 運用型 ☐ その他（ ）
	☐ 貸付 ☐ 債務保証 ☐ 利子助成・補給 ☒ 補助 ☐ 補てん ☐ 出資 ☐ 調査等 ☐ その他
	生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であつて、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から対象都道府県等に対する支援を実施するものである。また、令和7年度から9年度まで特定支障除去等維持事業に対する支援を本基金で実施する。
基金事業の終了時期	基金事業の終了予定時期：不法投棄は、現在も毎年新たな事案が発生しており、将来も発生が予想されるため、都道府県等による支障除去等事業は今後も実施されていくものと考えられる。また、法律上、本基金の終期については特段の定めを設けていないことから、基金事業についても終期を設定していない。 基金事業の新規申請の受付終了時期：上記と同様の理由により、新規申請の受付終了時期を設定していない。
基金事業の目標	毎年度、新規判明した「現に支障が生じている件数」に対する「支障除去措置件数」の割合が100%であることを目指し、令和15年度まで「残存事案数」に対する「措置命令発出等の支障除去措置件数」の割合が50%以上であることを目指す。
申請方法・期限	「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実施要領」 7. 協力要請の手続の規定に基づき行う。
審査基準	「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実施要領」 3. 交付の対象の規定に基づき審査を行う。
審査体制	「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実施要領」 7. 協力要請の手続及び9. 協力通知の規定に基づき審査を行う。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 ^(**)
基金の額（単位…円）	収入	国費（補助金等）	60,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
		出資等	51,636,000	49,124,000	47,337,000	40,653,000
		運用収入	644,684	487,872	342,692	1,580,448
		（うち国費見合額）	(276,293)	(368,391)	(146,888)	(1,264,358)
		社債評価益	33,404 ^(*)	0	0	0
		前年度末基金残高	1,349,756,100	1,416,054,097	1,443,497,439	1,491,710,151
		返納額（マイナス）	17,404,000	22,764,000	16,561,000	9,146,000
		合計（a）	1,479,474,188	1,548,429,969	1,567,738,131	1,603,089,599
	支出	交付額	46,678,000	94,110,000	31,128,000	130,707,000
		管理費	16,742,091	10,822,530	20,903,978	27,150,070
		社債評価損	0	0	0	0
		合計（b）	63,420,091	104,932,530	52,031,978	157,857,070
	基金残高（a－b）		1,416,054,097	1,443,497,439	1,515,706,153	1,491,710,151
		うち国費相当額	1,216,031,452	1,239,279,837	1,270,043,253	1,206,392,488
						1,020,044,584

(*)その他収入を記載した。

(**)財務諸表と差があるが、
R7決算までに修正予定